

京都市消防局訓令甲第2号  
各 部  
消防団・自主防災推進室  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市火災調査規程の一部を次のように改正する。

令和6年12月27日

京都市消防局長 名畑 徹

第21条中「別表第4」を「別表第5」に改める。

第45条中「60日以内」を削り、同条中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号を削り、第8号から第17号までを3号ずつ繰り上げる。

第46条を次のように改める。

(書類の作成期限)

第46条 署長は、前条に規定する書類を別に定める作成期限までに作成するものとする。

別表4 出火時刻の項中「及び消防吏員駐在所」を削る。

第18号様式及び第19号様式を次のように改める。

第18号様式及び第19号様式 削除

第21号様式を次のように改める。

第21号様式 削除

附 則

この訓令は、令和7年1月1日から施行する。

(消防局予防部予防課)